

- (b) 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動
- (c) 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための輸送
- (d) 連絡調整その他の日常的な活動 いずれか一方の当事国政府の領域内の施設又は訪問を含む。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。
- 2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。
- 3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。
- 第二条(活動のための提供)** いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。
- 2 この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。
- 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港、港湾業務
- それぞれこの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。
- 3 2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。
- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令

- に従って行われる。
- 第三条(使用原則及び移転の禁止)** 1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。
- 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府以下「受領当事国政府」という。は、当該物品又は役務を提供した当事国政府以下「提供当事国政府」という。の書面による事前の同意を得ない限り、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 第四条(提供に係る決済)** 1 この協定に基づく物品の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。
- (a) 受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、(b)の規定の適用を妨げるものではない。
- (b) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、(c)の規定の適用を妨げるものではない。
- (c) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。
- 2 この協定に基づく役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により提供される。提供当事国政府の指定する通貨により償還する。
- 3 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関し生ずる紛争を解決するものとする。
- 5 4の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に従って解決されるものとする。

- 容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。
- 第五条(手続取決)** 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従い、条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め(その修正を含む)に従って実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。
- 2 前条1(c)及び2の規定に従って償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。
- 第六条(適用範囲及び協議)** 1 この協定の規定は、一九五四年二月一日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。
- 2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。
- 4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関し生ずる紛争を解決するものとする。
- 5 4の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に従って解決されるものとする。
- 第七条(効力発生及び終)** 1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日(効力を生ずる)の日。この協定は、一〇年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの一〇年間の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了

付表	
区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの

- させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。
- 3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。
- 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて実施された物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3から5までの規定は、引き続き効力を有する。
- 以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。二〇一〇年五月一九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡田克也
オーストラリア政府のために
ジョン・フオークナー

燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	陸棄物の収集及び処理、洗濯給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

13 新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)

署名 一九九七年九月三日(ニューヨーク)

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることと義務づけられるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映する

III 平素から行う協力

ことが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」のつとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントで防衛力を達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

安全保障面での種々の協力
安全保障面での日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府はこの地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必

要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、意図によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化にに応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

日本に対する武力攻撃がなされた場合

整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれる。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防衛作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、

また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦
自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦
自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦
自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力的に調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力的に調整する。米軍は、日本に対して必要な情報を提供するとともに、必要に応じて、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効果的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(イ) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じて、整備要員の技術指導を含む。又、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷

V

病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要と判断した場合、必要に応じて、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における

協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力をする。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入して行く場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救援活動について協力を進める。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救援活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救援活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を撤退させるための活動

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に撤退させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の撤退及び現地当局との関係について各々の責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合においては、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の撤退に際して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国

安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の間を心得構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることを期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生じする場合に適切に対応し得るようする。

準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に、関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活

民に対して撤退に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づき船舶の検査に際しての協力が含まれる。

米軍の活動に対する日本の支援

(2) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じて、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的利用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たっては、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関し、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これは、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の間を心得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの環境として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見

直す。

周辺事態における協力の対象となる

機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野				協力項目例
機能及び分野	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地における衛生、通信及び輸送	避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
	捜索・救難	情報との交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送	非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用	非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力				国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動
機能及び分野				情報の交換

第5節 国内法等

13
25

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について
(安全保障法制の整備に関する閣議決定)

二〇一四年平成二六年七月一日（国家安全保障会議
決定・臨時閣議決定）

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の宮々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に参加している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものになければならぬ。

一方、日本国憲法の施行から六七年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀がたつととも、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出さ

米軍の活動に対する日本の支援				施設の使用
後方地域支援				・補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ・米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ・米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ・訓練・演習区域の提供 ・米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設
整備	輸送	補給	整備	・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ・公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
・修理部品の提供	・米航空機・船舶・車両の修理・整備			

れるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化してきている。もはや、ど

国も一國のみで平和と安全を確保することはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることにあります。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定したかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法ののっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国のとの相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づき「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的貢献を遂げるためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

五月一日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性にに基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討

米軍の活動に対する日本の支援				運用面における日米協力
後方地域支援				海・空域調整
整備	衛生	警戒監視	通信	警戒監視
・整備用資器材の一時提供	・日本国内における傷病者の治療	・日本国内における傷病者の輸送	・日本国内の輸送経路上の警戒監視	・情報との交換
・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・日本領域及び周囲の空域における交通量の増大に対応した海上運航調整
・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・米軍施設・区域の警備	・日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとともに、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各級の分野において、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合、武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。この対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないよう、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合、武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。この対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないよう、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。